

細則第 7 号

副理事長決定

平成 22 年 1 月 1 日制定・施行

平成 28 年 4 月 1 日改正・施行

平成 29 年 1 月 4 日改正・施行

令和 2 年 1 月 1 日改正・施行

令和 4 年 4 月 1 日改正・施行

令和 5 年 4 月 1 日改正・施行

日本年金機構保有個人情報開示等手続細則

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 保有個人情報の開示（第 5 条－第 9 条）

第 3 章 手数料（第 10 条－第 13 条）

第 4 章 訂正（第 14 条）

第 5 章 利用停止（第 15 条）

第 6 章 その他（第 16 条・第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この細則は、日本年金機構個人情報保護管理規程（規程第 13 号。以下「規程」という。）に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報に対する開示、訂正、利用停止の請求並びに審査請求があった場合の事務処理に要する事項を定めることを目的とする。

（関係法令等）

第 2 条 機構の保有する個人情報に関して必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 1

５５号）、規程その他関係法令及び諸規程に定めるところによるほか、この細則に定めるところによる。

（定義）

第３条 この細則における用語の意義は、他に別段の定めがある場合を除き個人情報保護法第２条及び番号法第２条の定めるところによるほか、規程第５条各号に定めるところによる。

（保有個人情報の開示窓口）

第４条 機構の保有個人情報の開示に関する窓口は、本部及び年金事務所に設置する。

第２章 保有個人情報の開示

（開示請求の補正）

第５条 個人情報保護法第７７条第３項の規定に基づき、機構が、開示請求者に対して開示請求書の補正を求める場合は、日本年金機構保有個人情報開示等事務処理要領（要領第２８号。以下「要領」という。）に定める標準様式を送付して行う。この際、機構は補正の参考となる情報の提供に努めるものとする。

（裁量的開示）

第６条 機構は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することがある。この場合、当該保有個人情報に係る個人の人格的な権利利益を侵害することがないように格別に慎重の配慮を行うとともに、その決定過程を明らかにしておくなければならない。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第７条 機構は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる保有個人情報に対する開示請求について、常に当該開示請求を拒否する。

（事案の移送）

第８条 機構は、開示請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第８５条第１

項の規定に該当する場合は、他の行政機関の長等に事案の移送を行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 機構は、開示請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第86条第1項の規定に該当する場合は、該当する国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に保有個人情報の開示請求に関する意見を求めるものとする。

第3章 手数料

(手数料の納付)

第10条 機構に対して開示請求をする者は、手数料として開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円を納めなければならない。

2 開示請求をする者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、機構が指定した金融機関の口座へ振込みにより機構に納付しなければならない。

4 手数料の納付に当たり必要な振込み手数料等の経費については、開示請求をする者の負担とする。

(写しの送付の求め)

第11条 個人情報の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用を負担して、個人情報の写しの送付を求めることができる。

(送付に要する費用の納付方法)

第12条 前条に規定する個人情報の写しの送付に要する費用の納付方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付

(2) 郵便切手を郵送することによる納付

(3) 料金受取人払いの郵便又は宅配便等

(手数料の免除)

第 13 条 機構は、番号法第 30 条第 1 項の規定により読み替えて適用する個人情報保護法第 89 条第 5 項の規定に基づき、特定個人情報に係る開示請求をする者が経済的困難により開示請求手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定による開示請求手数料の免除を受けようとする者は、開示請求に係る手数料の免除申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第 1 項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 機構は、第 2 項の規定に基づき行われた手数料の免除申請について、免除理由に該当する場合には、要領に定める開示請求に係る手数料の免除決定通知書を、免除理由に該当しない場合には、要領に定める開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書を交付することによって、開示請求者に通知するものとする。

第 4 章 訂正

(事案の移送)

第 14 条 機構は、訂正請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第 96 条第 1 項の規定に該当する場合は、他の行政機関の長等に事案の移送を行うものとする。

第 5 章 利用停止

(利用停止請求の補正)

第 15 条 機構は、個人情報保護法第 99 条第 3 項の規定に基づき、開示請求者に対して利用停止請求書の補正を求める場合は、要領に定める標準様式を送付して行う。

第 6 章 その他

(改廃)

第 16 条 この細則の改廃については、副理事長が決定する。

(その他の事項)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、
要領で定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。